

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設 拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（特別土地保有税）		
要望項目名	農協改革等に伴う税制上の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・農協法改正に伴い、全国中央会は、一般社団法人に、都道府県中央会は、農協連合会にそれぞれ組織変更することとされたこと等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。 ・農協法改正に伴い措置する組合分割の取扱いについて税法上の整理を行う。 ・再編強化法の改正に伴い、農協等の信用事業の譲渡先として暫定的に措置される特定承継会社について、銀行と同様の税制上の措置を適用する等の所要の措置を講ずる。 ・農地法改正に伴い、農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直すこととされたこと等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。 		
関係条文	〔複数税目〕		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] (減収見込み額は精査中) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広く事業を展開する総合農協において、多様化する組合員や利用者のニーズに対応するため組合分割を行う農協を支援し、農協の活性化をはかること、及び農協法の改正に伴い組織変更を行う中央会について、組織変更後、農協を適切にサポートできるように支援することにより、農業の成長産業化に寄与する。 ・農協の信用事業譲渡を着実に進める観点から、事業譲渡の受け皿となる特定承継会社を設置できるようにすることにより、農協の信用事業の負担やリスクを軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようになり、農業の成長産業化に寄与する。 ・法人が6次産業化を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除く観点から、農地法の農業生産法人要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）を見直すことにより、農業の成長産業化に寄与する。 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農林水産業・地域の活力創造プラン（農林水産業・地域の活力創造本部平成26年6月24日改訂）、規制改革実施計画（平成26年6月26日閣議決定）等において、農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革を推進することとされたところ。</p> <p>この目標を達成するため、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進め、また、農業生産法人要件を満たしている法人が6次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除くため、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を通常国会に提出し、成立したところ。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	2—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ・力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等 ・担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者、特に担い手から見て農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となる ・ 高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにする ・ 法人が6次産業化等を図り経営を発展できるようにする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度に要望